

## 総合計画策定基本方針（案）

## 1. 計画策定の趣旨

当市は、平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間とする、一関市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に基づき、基本構想に掲げた市の将来像「人と人 地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきた。

この間、新市としての基礎づくりに加え、一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎及び藤沢の各地域において、地域の特色を生かした事業に取り組むとともに地域課題の解決に向け対応してきたことから、当市の目指す中東北の拠点都市の形成に向けたまちづくりは、概ね順調に推移してきたところである。

現総合計画期間終了後の平成 28 年度からは、合併特例期間が経過することに伴い、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替が段階的に縮減されるなど、厳しい財政状況が見込まれていることから、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、行財政改革に努めながら、施策を効果的に展開していく必要がある。

また、超高齢・人口減少社会へと進む中で、行政に対するニーズは多様化してきており、これまでの行政運営を、社会構造の変化を見据え、時代に合ったものへと抜本的に見直すことが求められている。

さらに、国際リニアコライダー（I L C）が一関を中心としたこの地域に実現されることを念頭に、I L Cを一関発展の基軸と位置付け、未来の姿を見据えながらまちづくりを推進していくことが重要である。

こうした社会経済情勢の変化に的確に対応し、さらなる市勢の発展に結びつけていくためには、市民一人ひとりの希望につながるまちの将来像を描くことが必要であり、その将来像の実現に向けて、着実に歩みを進める必要があることから、平成 28 年度を初年度とする総合計画を策定しようとするものである。

## 2. 計画の役割

総合計画は、長期的視点からのまちづくりのビジョンを示すものであり、市にあっては、今後における市政運営の指針とするものであり、市民や企業等の民間団体に対しては、まちづくりの方向性を共有することにより、自主的、積極的な活動が図られることを期待するものである。

そのため、計画は次の役割を担うものとする。

- (1) 計画は、市の将来像とまちづくりの基本的な考え方及びこれを達成するための施策の大綱を明らかにするものである。
- (2) 計画は、市の行財政運営の基本指針として位置付けられ、市政推進にあたっての総合性、計画性、実効性を確保するものである。
- (3) 計画は、市民と行政との協働によるまちづくりの指針とするものである。

### 3. 計画の構成と目標年次

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の 3 階層で構成し、期間は平成 37 年（西暦 2025 年）を目標年次とする 10 カ年計画とする。

#### (1) 基本構想

目指すまちの将来の姿を明らかにするとともに、その将来像実現のためのまちづくりの基本理念と基本目標を定めるものとする。

基本構想は、平成 28 年度を初年度とし、平成 37 年（西暦 2025 年）を目標年次とする。

#### (2) 基本計画

基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すものとし、社会経済情勢の変化に対応するため、前期 5 カ年、後期 5 カ年の計画とする。

前期基本計画は、平成 28 年度を初年度とし、平成 32 年（西暦 2020 年）を目標年次とする。

#### (3) 実施計画

基本計画に基づき、毎年度、向こう 3 カ年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながら、ローリングにより見直し、市の予算編成の指針とする。

### 4. 計画策定体制

計画は、市の行財政運営の基本指針であると同時に、市民一人ひとりの活動の指針ともなることを期待するものである。

このため、市民の立場に立った市民起点での計画策定を目指すものとし、総合計画審議会を中心として仕組みを構築する。

基本構想、基本計画の策定について総合計画審議会へ諮問を行い、それぞれ答申を得た後は、議会の議決を経て計画を決定する。

(1) 市民意向の把握

意向調査（アンケート）、パブリックコメント及びタウンミーティングの実施やまちづくりスタッフ会議の設置などにより市民意向を把握し、その反映に努めるものとする。

(2) 総合計画審議会

総合計画審議会は、各種団体との懇談や意見交換等を行うとともに多方面からの意見や情報を集約し、その反映に努め、答申するものとする。

なお、市長の補助機関として庁内に総合計画策定委員会を設置し、総合計画審議会と連携しながら策定事務に全庁的に取り組むものとする。

**5. 策定スケジュール**

基本構想は、平成 27 年 3 月議会での議決、基本計画は、平成 27 年 12 月議会での議決を目処に進めるものとする。